

## 香芝市監査委員告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき執行した監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和7年10月30日

香芝市監査委員 近藤 洋  
香芝市監査委員 下村 佳史

### 第1 香芝市監査委員監査基準への準拠

下記監査は、香芝市監査委員監査基準に準拠して実施した。

### 第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定に基づく財務監査及び同条第2項の規定に基づく行政監査

### 第3 監査の対象

市長公室 人事課

### 第4 監査の実施期間

令和7年8月29日から令和7年9月25日まで

### 第5 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかなどを主眼として実施した。

### 第6 監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ提出を求めた資料を検討し関係諸帳簿との照合及び内容を審査したほか、関係職員の説明を聴取する方法で実施した。

### 第7 監査の結果

監査した結果、一部に留意を要する事項が見受けられた。なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善を要望した。

#### 1 要望事項

(1) 時間外勤務が常態化している部局および職員については、個々の事務処理能力だけでなく、業務量と必要職員数との間に不均衡が生じている懸念があることから、実態を把握のうえ、速やかに是正に努められたい。

また、申告された時間外勤務と実際の退庁時刻に乖離がないか状況を把握し、適

切に管理するよう努められたい。

さらに、職員の健康保持の観点から、長期休職者に対しては新たな支援策の検討を進めるとともに、新たな休職者の発生を防止するための取組を強化されたい。

- (2) 香芝市においては、令和7年1月に香芝市定員適正化計画を策定し、職員の採用を行われているところであるが、県内類似団体5市のうち最も少ない職員数であるとの調査結果を鑑み、現在の職員の負担軽減のためにもさらに積極的に適正な職員数の確保に努められたい。